#### 特集

アジアにおける 航空貨物と空港

# SEAN単 航空市場

梅﨑 創

#### はじめに

る

もに海上輸送、 れるこの生産ネットワークは、お 経済成長率、工業化を遂げてきて クに深く組み込まれながら、高い 域内外を連結する生産ネットワー を積極的に受け入れ、ASEAN めとする周辺諸国からの直接投資 先進ASEAN諸国は日本をはじ 目を刻んだ。一九八〇年代以降、 域内の経済協力の歴史に大きな節 連合(ASEAN) はASEAN による高付加価値商品の国際取引 オンに象徴されるような製造業品 ットワークの精緻化、スマートフ により支えられてきたが、生産ネ いる。世界で最も先進的とも評さ 経済共同体(AEC)を創設し、 二〇一五年末、 増加などを背景に、近年では航 小型化・高付加価値化、 陸上輸送サービス 東南アジア諸 富裕層

このような状況下、ASEANはAECの一環としてASEANはAECの一環としてASEANが Market:ASAM)のAviation Market:ASAM)の構築に取り組んでいる。本稿では、構築に取り組んでいる。本稿では、本SEANを中心とした国際航空や流の今後の発展にも大きく影響するであろうASAMの概要およびその進捗を報告する。

## RIATS

国大臣会合(ATM)において、「A 通大臣会合(ATM)において、「A SEANの航空輸送の統合および 自由化のための行動計画:二〇〇 五~二〇一五年」が採択され、A SEANの航空自由化が本格的に 始動した。「航空輸送部門統合に 始動した。「航空輸送部門統合に ががない。「航空輸送部門統合に がする。 「記でする。」 「Roadmap for Integration of Air Travel

空輸送の重要性も高まってきてい

輸送権は、領空通過権(第一のルを定めている(参考文献①)。における航空自由化のスケジューにおける航空自由化のスケジュー

迪 とされている。航空旅客輸送に関 第四、第五の自由を開放すること ては二○○八年一二月までに第三 だけである。航空貨物輸送に関し たのは、第三、第四、 Sにおいて航空自由化の対象とし されるが、 ボタージュ 定地点間から段階的に自由化を進 しては、準地域内、準地域間の指 カボタージュ(第八の自由)、 間輸送権 (第七の自由)、 国間輸送権 (第六の自由)、三国 五の自由)、 の輸送権(第四の自由)、以遠権(第 自由)、技術的着陸権 (第三の自由)、相手国から自国 自国から相手国への輸送権 ASEANがRIAT (第九の自由) に分類 自国をハブとする三 第五の自由 (第二の 接続便 力

標が掲げられている。
□○○八年一二月までに第三、第二○○八年一二月までに第三、第の自由を実現するという目のの自由、二○一○年一二月までの。最終的に、首都間について、

とされており、 空旅客輸送の完全自由化に関する 第五の自由を開放するための「航 多国間協定」(MAAS)、により がある。 景には、 には踏み切ってはいない。この背 結ぶ国際線市場のみが自由化対象 SEANにおいては、 検討されていない。すなわち、A までの自由化はこれまでのところ 放されたが、ASEANではそこ 第七、第八、第九の自由までが開 あるヨーロッパ単一航空市場では が二〇一〇年一一月に締結された。 多国間協定」(MAFLPAS) るすべての地点」間の第三、第四 化するために、「国際空港を有 の枠を超えて航空旅客輸送を自由 成文化された。さらに、MAAS に関する多国間協定」(M れた「航空貨物輸送の完全自由 由化は、二〇〇九年五月に署名さ AFS)、「航空サービスに関する 多国間航空自由化の先行事例で RIATSで合意された航空自 国内線を持たないシンガ ASEAN諸国の多様性 国内線市場の開放 加盟国間を A F L す

#### ASEAN 単一航空市場の枠組み

衣 I ASEAN 半一加上市場の作組の										
分野	項目	概要								
	①市場参入	RIATS 協定(MAFLAFS、MAAS、MAFLPAS)の実施。将来的なさらなる自由化の可能性を検討する。								
	②チャーター	定期便のない国際航路の自由化。その他は個別に検討。								
	③航空会社の所有と支配	ASEAN 加盟国が航空会社を指定する際の「主たる事業所」および「実効規制支配」に関する基準を採択するように取り組む。								
経済要素	回前空去社の所有と文配 	「ASEAN 共同体航空会社」のコンセプトを含め、航空会社の所有と支配のさらなる自由化に向けた議論を開始する。								
	④運賃	運賃申告制廃止に向けて取り組む。								
	⑤商業活動	航空会社の商業上の取決め、事務所設置、航空輸送サービスの販売・マーケティング、航空機リース、外国人の雇用、グランド・ハンドリング、3 港までの交通、コンピュータ予約システム、保守・修理・オーバーホールサービス。								
		契約上の義務がある場合以外は商業活動の供給は自由化され、その義務が消失するに従って自由化を進める。	S S							
	⑥競争法と補助金	全産業を対象とした ASEAN の取り組みに従う。	E							
	⑦消費者保護	全産業を対象とした ASEAN の取り組みに従う。	A							
	⑧空港使用料	国際民間航空機関(ICAO)の原則・指針に沿って構築。	N							
	⑨紛争解決	ビエンチャン議定書(2004年11月)で規定された「強化された紛争処理メカニズム」に従う。	加							
	⑩対話国との関係	中国、インド、韓国、その他の対話パートナーとの航空協定の締結。	盟							
		規制当局の能力と安全基準を ICAO の基準・推奨手順(Standards and Recommended Practices: SARPs)に適合させる。								
	(①航空安全 	航空関連資格の相互承認協定を構築する。								
		- 航空機運航者資格、航空機の耐空証明、運航乗員/エンジニア資格。	0							
技		- その他の航空安全に関する分野。	国							
		ASEAN 全域に適用する共通の航空安全規則からなる枠組みを構築する。	一							
技術要素	迎航空安全保障	航空安全保障措置を ICAO の基準・推奨手順(SARPs)に適合させる。	<b>内</b>							
素	<b>じ加工女主体</b> 学	液体・エアロゾル・ジェル (LAGS)、搭乗前スクリーニング、航空貨物などのスクリーニング技術および手続きの調和化。	市							
		東南アジア地域における航空輸送管理に関する ICAO の取り組みを支援。	場							
	③航空輸送管理	EUの「欧州単一航空市場航空運航管理調査プログラム」(Single European Sky Air Traffic Management Research Programme: SESAR)、アメリカ連邦 航空局の「次世代航空輸送システム」(Next Generation Air Transportation System: NextGen)、およびその他地域の取り組みを調査する。								
		航空輸送管理調和化マスタープランのあり方を検討。	É							

(出所) 筆者作成。

S A M TSもその一要素として組み込ま ループリントが採択され、RIA 立に向けた工程表となるAECブ SEAN首脳会議では、AEC設 二〇〇七年一一月の第一三回A た。もうひとつ重要な点は、 の創設がASEANにおけ Α

然的な選択であったといえよう。 差が残るASEANにおいては必 政の習熟度など様々な面で大きな

場を持つインドネシアにとっては 化は市場機会を得るだけである ASEAN最大の国内線市 片務的な自由化と れ る航空自由化の最終目標に設定さ たことである。

ルとブルネイにとっては、

А

他 由

方、

### A S A M

なってしまう。

ASEANの多様

ょ

項目を定めてきた。ASAMは と支配、運賃などについて必要な 化を中核として、 非常に包括的な枠組みである(表 とが明示されている、といえる。 それ以降も続くプロセスであるこ においても、二〇一五年をひとつ る。 A E C と 同様、 A S A M 構築 れ以降に実施することとされてい 措置は二〇一五年まで、残りはそ 限とともに示している。そのうち 認し、四五の具体的措置を実施年 が極めて重要であるとの認識を確 活用するためにも、 点にあるという地理的な優位性を ア、南アジア、オセアニアの結節 を加速するため、そして北東アジ 表を成文化した。同実施枠組みは Τ ASAMはRIATSを内包する の大きな区切りと位置づけながら ASEANの経済発展と市場統合 Mの概要および実施に向けた工程 一三措置は二〇一二年まで、一九 実施枠組み」を採択し、 二〇一一年一二月の第一七回 Mは「ASEAN単一航空市 RIATS市場参入の自 航空会社の所 航空市場統合 A S A 由

から順次自由化を実現していくと と規定している。準備が整った国 批准国間のみにおいて発効する。

の発展度合い、市場規模、航空行 いうこの柔軟な姿勢は、航空産業 目が批准書を預託者であるASE

(最終規定) において「三カ国

AN事務総長に預託した日に、

既

方式を採用し、

発効要件を示す条

いずれも「ASEANマイナスX」

た。そのため、

R I A T S 協定は

影響を及ぼすことが想定されてい び附属文書の批准に要する時間に り具体的には航空自由化協定およ 航空自由化に臨む各国の姿勢、 性に起因するこのような状況は、

されている点は特筆すべきであろ SEAN共同体航空会社」という 関しても、さらなる自由化や「A 保障、 いる。 連サービス産業の自由化、 その他の経済要素として、 概念を検討するといった点が明記 ある。さらに、 素が含まれたことも大きな進展で より密接にAECに組み込まれて 周辺国との航空協定などを含み、 航空輸送管理などの技術要 また、航空安全、航空安全 消費者保護、 R I A T S 協定に 競争法 航空関

欧州単一航空市場構築の経験を活 担当する小作業部会が設置され かして、 ASAMの技術要素に関しては 理が行われることになる。 そこで詳細な議論、交渉、進捗管 のなかに、経済要素、 次官級会合管轄下の航空作業部会 実施メカニズムとしては、 EUが支援を続けている。 技術要素を また、

## 進捗状況

特徴が表れている。 批准に要する期間には加盟各国 附属文書ごとの相違はあるもの 着実に進展している(表2)。協定 るが、ASEANの航空自由化 当初予定よりも遅れがちでは シンガポー ル 0 0) は

結売自由化協党の推集保護

表2 航空目由化協定の進捗状況														
分	協	74B+++ (0)		署名日	名日 批准日									
分野	定		附属文書 (Protocol)		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
	MAF	MAFLAFS: 航空貨物輸送の完全自由化に関する多国間協定		2009年	2010年	2011年	2015年	2011年	2009年	2009年	2010年	2009年	2009年	2009年
	する?			5月20日	3月30日	5月5日	8月28日	3月17日	12月15日	8月7日	4月19日	7月3日	10月13日	12月22日
貨物		附 1	1 ASEAN域内の指定地点の間の無制限の第3、第4、第5の自由	2009年	2010年	2011年	2015年	2011年	2009年	2009年	2010年	2009年	2009年	2009年
物		I fild I		5月20日	3月30日	5月5日	8月28日	3月17日	3月23日	8月7日	4月19日	7月3日	10月13日	12月22日
		附2	ASEAN域内の全ての国際空港間の無制限の第3、第4、第5の自由	2009年	2010年	2011年	2015年	2011年	2010年	2009年	2010年	2009年	2009年	2009年
		1개) 스		5月20日	3月30日	5月5日	8月28日	3月17日	1月23日	8月7日	4月19日	7月3日	10月13日	12月22日
	MAAS: 航空サービスに関する多国間協定		2009年	2010年	2011年	2011年	2011年	2009年	2009年	2010年	2009年	2009年	2009年	
			5月20日	3月30日	5月5日	11月24日	3月17日	12月15日	8月7日	4月19日	7月3日	10月13日	12月22日	
		B付 1	ASEAN準地域内部における無制	2009年	2010年	2011年	2011年	2011年	2010年	2009年	2010年	2009年	2009年	2009年
		PIU	限の第3、第4の自由	5月20日	3月30日	5月5日	11月24日	3月17日	1月23日	8月7日	4月19日	7月3日	10月13日	12月22日
		附2	ASEAN準地域内部における無制限の第5の自由	2009年	2010年	2011年	2011年	2011年	2010年	2009年	2010年	2009年	2009年	2009年
	PI	PII Z		5月20日	3月30日	5月5日	11月24日	3月17日	1月23日	8月7日	4月19日	7月3日	10月13日	12月22日
		附3	a ASEAN準地域間の無制限の第3、 第4の自由	2009年	2010年	2011年	2012年	2011年	2010年	2011年	2010年	2009年	2009年	2009年
		143.2		5月20日	3月30日	5月5日	11月27日	3月17日	1月23日	7月1日	4月19日	7月3日	10月13日	12月22日
		附4	ASEAN準地域間の無制限の第5 の自由	2009年	2010年	2011年	2012年	2011年	2010年	2011年	2010年	2009年	2009年	2009年
旅客		PIS 44		5月20日	3月30日	5月5日	11月27日	3月17日	1月23日	7月1日	4月19日	7月3日	10月13日	12月22日
客		附5	ASEAN加盟国首都間の無制限の	2009年	2010年	2011年	2014年	2011年	2010年	2011年	2016年	2009年	2009年	2009年
			第3、第	第3、第4の自由	5月20日	3月30日	5月5日	5月30日	3月17日	1月23日	7月1日	3月11日	7月3日	10月13日
		附6	ASEAN加盟国首都間の無制限の	2009年	2010年	2011年	2014年	2011年	2010年	2011年	2016年	2009年	2009年	2009年
		PISO	第5の自由	5月20日	3月30日	5月5日	5月30日	3月17日	1月23日	7月1日	3月11日	7月3日	10月13日	12月22日
			: 航空旅客輸送の完全自由化に関	2010年	2013年	2013年	2016年	2016年	2011年	2011年	2012年	2011年	2011年	2011年
	する多国間協定		11月12日	2月20日	7月30日	4月7日	4月7日	5月24日	7月1日	3月28日	3月14日	9月2日	9月30日	
			ASEAN域内の指定地点の間の無制限の第3、第4、第5の自由	2010年	2013年	2013年	2016年	2016年	2011年	2011年	2012年	2011年	2011年	2011年
				11月12日	2月20日	7月30日	4月7日	4月7日	5月24日	7月1日	3月28日	3月14日	9月2日	11月4日
			ASEAN域内の全ての国際空港間	2010年	2013年	2013年	2016年	2016年	2011年	2011年	2012年	2011年	2011年	2011年
		PIS Z	の無制限の第3、第4、第5の自由	11月12日	2月20日	7月30日	4月7日	4月7日	5月24日	7月1日	3月28日	3月14日	9月2日	11月4日
(UST) ACCANT TATORY (ACCANT USE OF TOTAL CONTROL OF TATORY OF TATO												- 1 - 11 - 15		

年限よりは遅れたものの、

八年一二月という実施

一〇〇九年一〇月には既

TSで合意していた二〇 署名されており、RIA 回ATMにおいて合意

(出所) ASEAN 事務局資料 (ASEAN Transport Instruments and Status of Ratification: Air Transport, As of 12 April 2016) に基づき筆者作成。

MAFLAFSについて 批准国間で発効している。

がもっとも積極的であり、 なのが最大の国内航空市場を有す マレーシアなどの域内先進国がそ に続く。反対にもっとも消極的 タイ、

より、 第六の 定、 Μ AFLPASに関しては、 二本の附属文書ともに、 全加盟国の批准が完了した。 附属文書を批准したことに 月にフィリピンが第五

しており、 署名され、

二〇一六年三

同年中に発効

附属文書ともに、

同じく

兀

「回ATMで合意、

准が完了した。MAAS

本協定および六本の

とにより、

全加盟国の批

五年八月に批准したこ

インドネシアが二〇

# 周辺諸 国との多国間航空協

こと、にある。 すること、 手国から先の市場に参入しやすく 第五の自由 そのうえでASEANと周辺国と 空ネットワークを構築している。 との二国間航空協定を締結 はそれぞれの必要に応じて周辺国 でいる。もちろんASEAN各国 を進める一方で、 達した場合の追加的な枠を設ける 航空協定を締結する意義は、 [間航空協定の締結にも取り組 ASEANは域内の航空自由 ②二国間協定で上限に (以遠権) 周辺諸国との により、 1 航 相

二〇一一年一月にはASEAN .関しては中国が先行している。 ASEANとの多国間航空協定

を締結することにより、

A S E A

にとって最初の地域的な航空協

より、 と中国の批准である。 二は二〇一四年一一月に署名され 第五 同年八月に中国が批准したことに ASEAN加盟国のうちの二カ国 している。いずれも発効要件は、 たことにより、 二〇一五年一二月に中国が批准し 国 の自由を対象とする附属文書 航 既批准国間で発効している 空協 第四の自由) 定および附属文書 既批准国間で発効 が署名され

のうち、

MAFLAFS

より、

全加盟国の批准が完了した

ネシアとラオスが批准したことに その後、二〇一六年四月にインド 年には既批准国間で発効している おいて合意、署名され、二〇一一

とMAASについては、

本協定、附属文書ともに

署名まで、発効までの期間の短縮

「ASEANマイナスX」方式は、

化に寄与する一方で、特定国の批

一〇〇九年五月の第一四

准の遅れを容認する一因にもなっ

たといえる。

1)

、ピン、後発国のカンボ

同じく島嶼国であるフィ るインドネシアであ

ŋ

〇年一一月の第一六回

A T M

ジア、ラオスも遅れがち

である。 RIATS協定

年一月、 迅速化が期待されること、 準の自由化を達成できること、 新たな課題に際してASEAN単 あわせてASEAN域内で同一水 結する利点は、 EANとの地域的な航空協定を締 よれば、二国間協定に加えてAS 結したことになる。 カ国すべてと二国間航空協定を締 これで日本はASEAN加盟一〇 スと相次いで航空協定を締結した。 する動きが観察される。二〇一 情報は公表されていないが、 容やスケジュールなどの実質的 ASEAN・日本航空協定の ・保安条項や国籍条項などの 日本はカンボジア、ラオ が可能になるため、その ①ASAM実現に 国土交通省に ③ 日 関連 2 五. な内

とができること、などである。 N市場重視を内外に強く訴えるこ 韓国との航空協定に関しては、

れてい

開されるきっかけになると期待さ この範囲に含まれるため、ASE との方針を示した。ASEANも 二〇年四月一日までに開始する ○○キロメートル以内のパートナ ド政府は「ニューデリーから五〇 れた民間航空政策において、イン なか、二○一五年一○月に公表さ あったと考えられる。このような とよりも交渉が進めにくい要因で 的な閣僚級会合が開催されていな みられない状況が続いていた。イ AN・インドの航空協定交渉が再 ンドとASEANとの間には定期 の違いが大きく、実質的な進展が らの交渉を望むインド側との立場 定をひな形として交渉を開始した 先行したASEAN・中国航空協 ーとのオープンスカイ交渉を二〇 いASEAN側と、白紙の状態か インドとの航空協定については 中国、 日本、韓国など

> があるものと考えられる。 タール航空、エティハド航空など 成長が著しいエミレーツ航空、 EANとの協力強化により、近年 みである。EU側としては、 もその要素が取り入れられる見込 SEAN・EU包括的航空協定に の技術要素に協力しているが、A ている。 包括的航空協定の交渉が開始され ック対ブロックの航空協定になる や東の航空会社に対抗する意図 EUとの 現在でもEUはASAM 間では、 世界初 のブロ A S カ

が交渉難航の一因となっている。 権に韓国が難色を示していること つながっていない模様である。と

具体的な進展には

ASEAN側が求める以遠

第五の自由までを見据えて交渉が

#### 展望

0)

Ļ LPASなどの既存の協定を見直 A A S 二〇一六~一七年の二年間で、 目標に設定された。具体的には、 を強化していくことなどが戦略的 化および強靱化のためにASAM 採択され、ASEANの競争力強 Strategic Plan: KLTSP) が 計画」(Kuala Lumpur Transport した「クアラルンプール交通戦略 第二一回ATMにおいて次の一○ 近に控えた二〇一五年一一月五日 二〇一五年末のAEC創設を間 (二〇一六~二五年)を対象と さらなる自由化の可能性が検 M A F L A F S М A F М

> なっている。 率化などに取り組んでいくことに 定するなどして航空交通管理の効 航空交通管理マスタープランを策 推奨方式に沿った航空安全の強化 た。このように今後の航空自由化 結することが目標として設定され 討されることになっている。また や、二〇二〇年までにASEAN についても、二〇二〇年までに締 【間航空機関(ICAO)の標準: 方向性を定めると同時に、 在交渉中の周辺国との航空協定 国際

までに限定されているにもかかわ 間企業の経済活動が先行している 完全なものであることは否定でき 二〇一五年末時点のASAMが不 範囲や制度構築の遅れなどにより みせている。とはいえ、自由化の サービスの自由化も一定の進展を 環として進められてきた航空関連 S協定である。二○一六年四月ま を実現するメカニズムがRIAT 不完全であるにもかかわらず、民 ない。しかし、制度的な自由化が ECのなかでサービス自由化の でにその批准も完了し、また、 市場参入権の自由化であり、 例をみることもできる。 ASAMの中核的な構成要素は ASAMの対象が第五の自 たとえ それ

> といえよう。 とができる(参考文献①)。これは、 することで、 リティ出資の合弁企業を設立し、 らず、エアアジアは域内にマイ 先行した経験と同様の状況である 制度上の 事実上の AEC以前のASEANにおいて、 の自由を行使しているとみなすこ グループ全体として統一的に経営 (de jure) (de facto) 経済統合が 実質的に第八、第九 経済統合に

られることになるだろう。 なる自由化は、その先に位置づけ 構築を含む経済要素におけるさら SEAN共同体航空会社」の定義 条件の平準化にもつながる。「A SEANの航空市場における競争 なろう。技術要素の質的向上はA 技術要素へと移行していくことに た取り組みの比重は経済要素から るとおり、ASAMの深化に向け また、KLTSPで示されてい

究所 (うめざき そう/アジア経済 経済統合研究グループ) 研

## 《参考文献》

①梅﨑創「ASEANの航空自 化とエアアジアの戦略」 二、二〇一五年一二月)。 研ワールド・トレンド』 No. 二 四 (『アジ 由